

平成 30 年 12 月 21 日  
住宅局住宅生産課

## 住宅の新築やリフォームをお考えの皆様へ

# 次世代住宅ポイント制度を創設します！

～平成 31 年度当初予算案 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策～

消費税率 10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、新築は最大 35 万円相当、リフォームは最大 30 万円相当のポイントを付与する「次世代住宅ポイント制度」を創設します。

### 1 背景

住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与える影響が大きいと考えられます。

消費税率の引上げに際して、住宅についても、来年 10 月 1 日以降の購入等について、メリットが出るよう施策を準備するという政府の方針に沿って、本日閣議決定された平成 31 年度当初予算案に「次世代住宅ポイント制度」が盛り込まれました。

※今回の措置は、今後の国会で予算が成立することが前提となります。

### 2 次世代住宅ポイント制度の概要 ※詳細は別添 2 をご覧ください。

消費税率 10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームを行う場合を対象に、様々な商品等と交換可能なポイントを付与します。

○新築は最大 35 万円相当、リフォームは最大 30 万円相当のポイントを付与。

○若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にポイントの特例あり。

○消費税率 10%が適用される住宅の取得等で、平成 32 年 3 月 31 日までの間に契約の締結等をした場合が対象。

### 3 その他

この他、消費税率 10%への引上げ時には、以下の支援策を用意しています。

○住宅ローン減税の控除期間を 3 年延長(建物購入価格の消費税 2%分の範囲で減税)  
(報道資料 URL : [http://www.mlit.go.jp/report/press/house02\\_hh\\_000134.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000134.html))  
※本日閣議決定された「平成 31 年度税制改正の大綱」においても盛り込まれました。

○すまい給付金の拡充：対象となる所得階層を拡充、給付額も最大 50 万円に引上げ

○贈与税の非課税枠の拡充：非課税枠を最大 1,200 万円から最大 3,000 万円に引上げ

### 4 参考資料

(別添 1) 次世代住宅ポイント制度の概要

(別添 2) 次世代住宅ポイント制度の内容について

(別添 3) 広報用チラシ(消費税率 10%への引上げ後の住宅取得にメリットが出る支援策を用意!)

(別添 4) 消費税率引上げに伴う住宅取得支援策について

国土交通省 URL : [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr4\\_000036.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000036.html)

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 : 03-5253-8111 (内線39428、39471) FAX : 03-5253-1629